

香芝市水防計画

令和6年2月

香芝市

目次

第1章	総則	1
第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任	3
第4節	水防計画の作成及び変更	4
第5節	安全配慮	4
第2章	水防組織	5
第1節	水防体制図	5
第2節	水防本部組織図	6
第3節	水防配備体制基準	7
第3章	水防活動区域	9
第1節	国土交通大臣管理区間重要水防箇所	9
第2節	知事管理区間重要水防箇所	9
第3節	洪水浸水想定区域	10
第4章	予報及び警報等	11
第1節	気象庁が行う予報及び警報	11
第2節	水防警報	12
第3節	水位周知河川における水位到達情報	12
第4節	水防警報の通知	13
第5章	水防活動	14
第1節	巡視	14
第2節	警戒	14
第3節	情報	14
第4節	施設の操作	14
第5節	水防工法	15
第6節	水防団(消防団)及び消防機関の出動準備・出動	15
第7節	決壊の通報並びに決壊後の措置	15
第8節	避難のための立退	15
第9節	災害補償	16
第6章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	17

第1節	洪水浸水想定区域の指定状況	17
第2節	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止の ための措置	17
第3節	洪水ハザードマップ	17
第4節	気象情報等の収集	18
第7章	水防信号	19
第8章	輸送	19
第9章	応援	20
第1節	警察官の援助	20
第2節	他の水防管理者等への応援	20
第3節	自衛隊の災害派遣要請	20
第10章	水防施設及び水防器具資材	20
第1節	水防倉庫一覧表	20
第2節	水防資材備蓄数	20
第11章	費用負担と公用負担	21
第1節	費用負担	21
第2節	公用負担	21
第12章	水防解除	22
第13章	水防記録と水防報告	22
第1節	水防記録	22
第2節	水防報告	22

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき知事より指定を受けた指定水防管理団体たる香芝市が、法第33条第1項の規定に基づき、奈良県水防計画（以下「県水防計画」という。）に応じて、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、市内における水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門等の操作、水防のための水防団体並びに消防機関の活動、水防管理団体相互間における協力及び応援並びに水防に必要な器具資材及び設備と運用について実施の大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

(1) 香芝市水防本部（以下「水防本部」という。）

香芝市における水防を総括するために設置されているものをいう。

(2) 奈良県水防本部（以下「県水防本部」という。）

奈良県における水防を総括するために設置されているものをいう。

(3) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合であり、この計画においては香芝市をいう（法第2条第2項）。

(4) 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(5) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者であり、この計画においては香芝市長をいう（法第2条第3項）。

(6) 現地指導班

県水防計画において土木事務所等をいう。管轄区域の水防管理団体等関係機関（者）との情報連絡、水防警報の発表その他現地における水防事務並びに現地指導を行う。香芝市は、高田土木事務所の担当区域に属する。

(7) 現地指導班長

県水防計画において土木事務所長等をいう。この計画においては、高田土木事務所長をいう。

(8) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(9) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。この計画においては奈良県広域消防組合消防長をいう。

(10) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(11) 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第10条第3項)。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない(法第12条)。

(12) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第36条第1項)。

(13) 洪水予報河川

流域面積が大きい河川であつて、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川(洪水予報河川)について、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等をいう(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。

(14) 水防警報

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川等(水防警報河川等)について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第7項、法第16条)。

(15) 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう(法第13条)。

国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(16) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(17) 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は洪水等のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(18) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水等による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(19) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(20) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(21) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(22) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)。

(23) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう(法第15条の6)。

第3節 水防の責任

市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する(法第3条)。

具体的には、主に次のような事務を行う(県水防計画)。

- ①水防団の設置(法第5条)
- ②水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- ③平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ④水位の通報(法第12条第1項)
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- ⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の2)
- ⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を

- 受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
 - ⑨予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
 - ⑩水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - ⑪緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - ⑫警戒区域の設定（法第21条）
 - ⑬警察官の援助の要求（法第22条）
 - ⑭他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - ⑮堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
 - ⑯公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
 - ⑰避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ⑱水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ⑲水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - ⑳水防協議会の設置（法第34条）
 - ㉑水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - ㉒水防協力団体に対する監督等（法第39条）
 - ㉓水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ㉔水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - ㉕消防事務との調整（法第50条）

第4節 水防計画の作成及び変更（法第33条）

水防管理者は、県水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ市防災会議に諮らなければならない。

また、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を知事に届け出なければならない。

第5節 安全配慮

水防活動は、水防団（消防団）自身の安全確保に留意して実施するものとする。

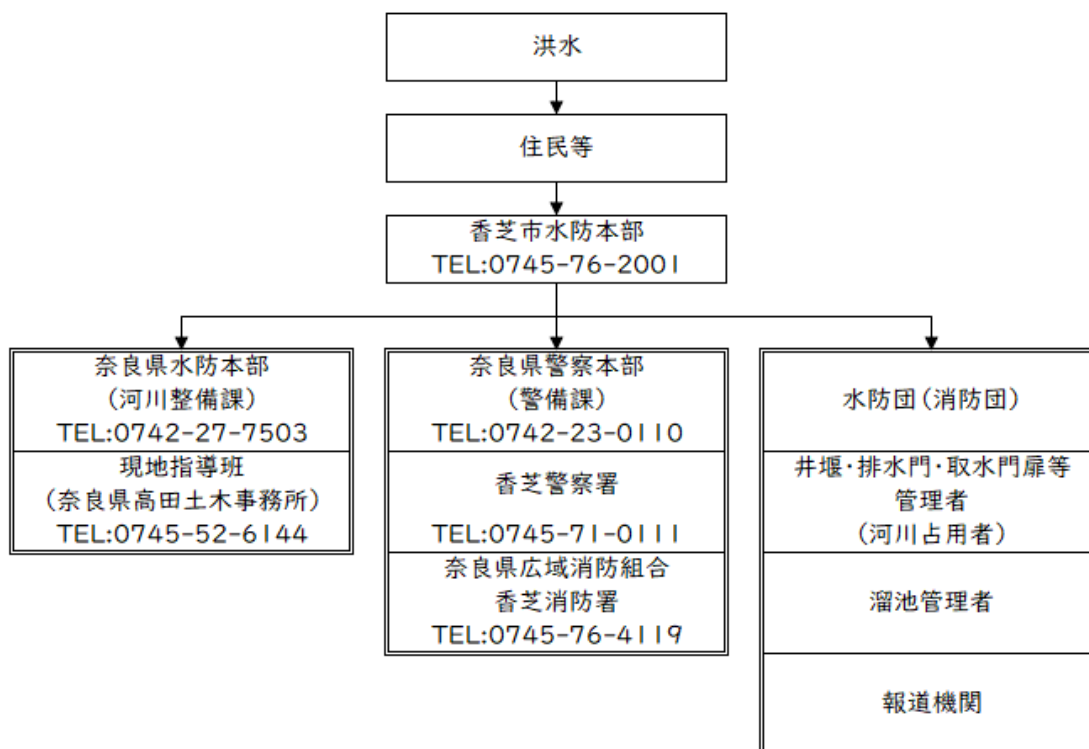
避難誘導や水防作業の際も、水防団員（消防団員）自身の安全は確保しなければならない（県水防計画）。

第2章 水防組織

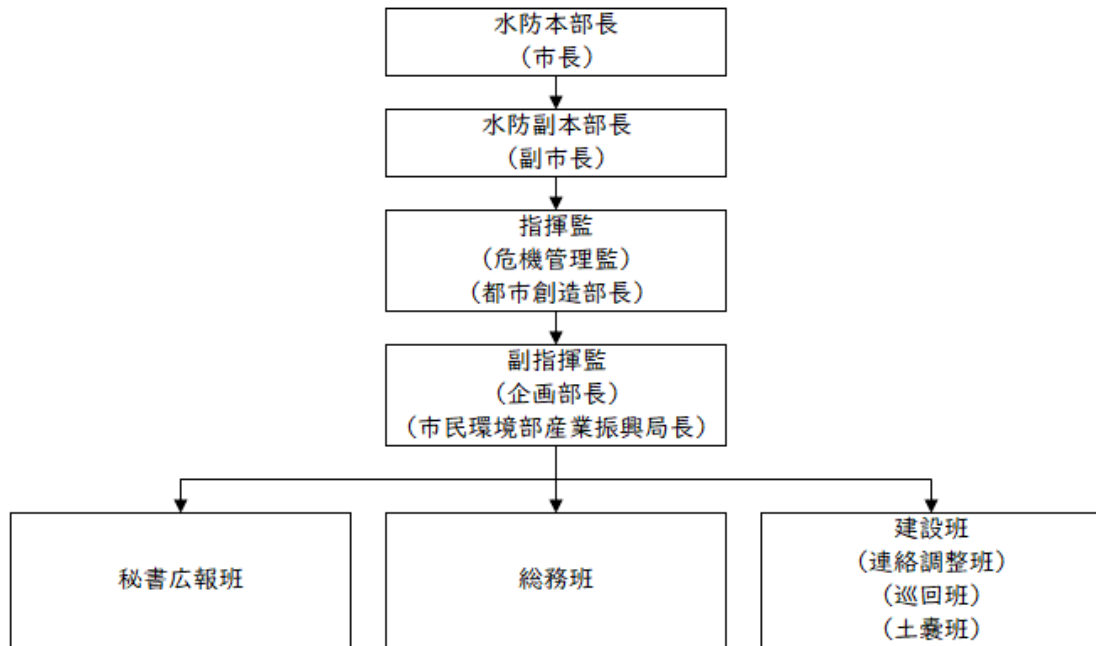
水防管理者は、知事から法第11条第1項の規定による洪水予報の通知を受けた場合及び洪水等による被害が予想され、水防活動の必要があると認められる場合は、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、次の体制により事務を処理する。

但し、香芝市地域防災計画に基づく災害警戒体制が発令された場合又は災害対策本部が設置された場合は、同体制・本部に統合される。

第1節 水防体制図



第2節 水防本部組織図



[事務分掌]

秘書広報班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部長、副本部長の秘書に関する事。 (2) 広報活動に関する事。 (3) 報道機関との連絡及び情報の提供に関する事。 (4) 災害時の記録写真に関する事。
総務班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県水防本部との連絡に関する事。 (2) 水防予算に関する事。 (3) 水防団(消防団)との調整に関する事。 (4) 食糧の調達に関する事。 (5) 動員の発令及び建設班の協力に関する事。
建設班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防本部要員の招集決定に関する事。 (2) 本部の指示、命令の伝達に関する事。 (3) 各水防機関との連絡に関する事。 (4) 各係との連絡調整に関する事。 (5) 他部局への応援要請に関する事。 (6) 河川、道路、橋りょう等の巡視、警戒、防御に関する事。 (7) 土木業者等への協力要請に関する事。 (8) その他所管施設に係る予防措置に関する事。 (9) 所管都市施設の水害対策及び応急復旧と被害調査に関する事。 (10) 必要機材、作業要員の運搬輸送に関する事。 (11) 水害、水防活動状況のとりまとめ、記録に関する事。 (12) 車両の徴用に関する事。

第3節 水防配備体制基準

水防勤務活動の完遂を期するため、次に示す配備により行う。

- (1) 奈良地方気象台から気象業務法に基づく注意報及び警報が発表された場合、又は河川の水位が上昇して水防団待機水位（通報水位）を超えるなどにより災害の発生が予想され水防上警戒が必要なときは、別表による水防配備体制をとる。
- (2) 水防配備に配属された職員は、配備後においては常に気象状況の変化に注意し、水防業務を最優先して行わなければならない。
- (3) 水防配備の実施される時期には、でき得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制をとるものとする。
- (4) 水防配備に配属された職員は、交代者と引継を完了するまでは、勤務場所を離れてはならない。
- (5) 交代が予定されている職員は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防業務に支障を来たさないようにしなければならない。
- (6) 常時勤務から水防配備体制への切り換えを确实迅速に行うとともに、職員を適当に交代・休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。

別表 水防配備体制基準

配備区分	配備時期	動員内容
第1配備 (情報連絡体制)	台風が近畿地方を通過する恐れがある場合において次の気象情報の発表がされた場合、又は今後の気象状況により、災害が起こる恐れがあると予想され、監視と警戒が必要な場合 ・大雨注意報 ・洪水注意報	指揮監 副指揮監 総務班長 建設班長
第2配備 (情報連絡強化体制)	・葛下川上中水位観測所にて水防団待機水位（通報水位）に達した場合 ・降雨状況等により第1配備の体制を強化する場合	第1配備 秘書広報班 総務班 建設班
	次の気象情報の発表がされた場合 ・大雨警報 ・洪水警報	香芝市地域防災計画に定める災害警戒体制にて対応
第3配備 (警戒体制)	次の気象情報が発表された場合、又は浸水被害が発生した場合、あるいはその恐れがあるなど重大な水防事態の発生が予測される場合又は第2配備では処理が困難な場合 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報	香芝市地域防災計画に定める災害対策本部にて対応
第4配備 (非常体制)	重大な浸水被害が発生した場合、あるいはその恐れがあるなど、事態が切迫して第3配備では処理が困難な場合	香芝市地域防災計画に定める災害対策本部にて対応

- ①配備人員は、体制表中の動員内容を基準とし、情報処理量、気象状況の推移等に応じ、適宜配備人員を調整するものとする。
- ②水防配備体制の配属職員は別に定める「水防配備体制表」による。
- ③建設班〔巡回班〕の担当区域は、別に定める「巡回班別担当区域図」による。
- ④香芝市地域防災計画に基づく災害警戒体制の発令又は災害対策本部が設置された場合は、そちらが優先される。

第3章 水防活動区域

水防活動区域は、市全域である。

なお、法第10条第2項、法第11条第1項の規定による洪水により損害が生ずるおそれがあるものとして指定された河川及び法第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域など重要とされる主な水防活動区域の概要は次のとおりである。

第1節 国土交通大臣管理区間重要水防箇所（法第10条第2項、県水防計画）

本市区域において、該当箇所は無い。

第2節 知事管理区間重要水防箇所（法第11条第1項、県水防計画）

①葛下川（大和高田市野口～大和川合流点 10,790m）の左右両岸

②原川（香芝市関屋～香芝市穴虫 500m）の左右両岸

▽市内水位観測所（県水防計画）

水系	河川名	所管	種別
大和川	葛下川	高田土木事務所	自記テレメーター

観測所名	所在地	水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位 （特別警戒水位）	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
上中	香芝市高	1.50m	2.50m	3.60m	4.10m
瓦口	香芝市瓦口	0.60m	1.10m	1.20m	1.70m

※香芝市水防計画においては、上中水位観測所の数値を指標としており、瓦口観測所の数値については参考としている。

〔現況写真〕

上中水位観測所



瓦口水位観測所



第3節 洪水浸水想定区域（法第14条第1項）

本市に係る洪水浸水想定区域の指定対象河川は下記のとおりである。

①市内を流下する河川

葛下川、原川、尼寺川、平野川、竹田川、すがる川、鳥居川、初田川、熊谷川

②他市を流れる河川で「洪水浸水想定区域図」の浸水想定区域の範囲が市内まで

およんでいる河川

滝川、岩谷川

<資料編>別図1-1～1-55「各河川の浸水想定区域図」参照

第4章 予報及び警報等(法第16条、法第17条、県水防計画)

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 警報・注意報基準

<資料編>別表1「雨に関する警報等基準一覧」参照

(2) 措置

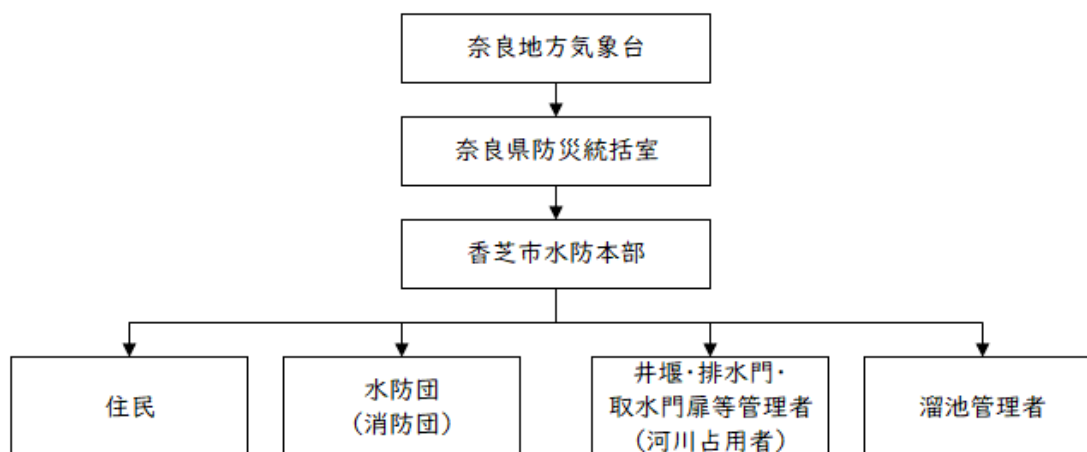
水防管理者は、下表の注意報、警報及び情報の通知を受けたときは、住民、奈良県広域消防組合香芝消防署、水防団(消防団)、井堰・排水門・取水門扉等管理者(河川占有者)及び溜池管理者に連絡、情報の交流を行う。

	大雨	洪水	台風
注 意 報	○	○	
警 報	○	○	
特 別 警 報	○		
情 報	○		○

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報をもって代える。

なお、特別警報は水防活動の利用に適合しない。

(3) 気象情報伝達系統



第2節 水防警報

水防警報とは、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川（水防警報河川）で洪水等による災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は知事が発表する。

(1) 対象河川（知事が指定する河川：葛下川）

(2) 水防警報の発表基準

階級	警報の種類	内容及び時期
第1段階	待機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知
適宜	水位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。
(但し、待機、準備の2段階は省略することができる。)

(3) 措置

現地指導班長より水防警報の通知を受けた水防管理者は、住民、奈良県広域消防組合香芝消防署、水防団（消防団）、井堰、排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）及び溜池管理者に通知しなければならない。

また、状況に応じて水防活動上必要と思われる情報を管内に周知する。

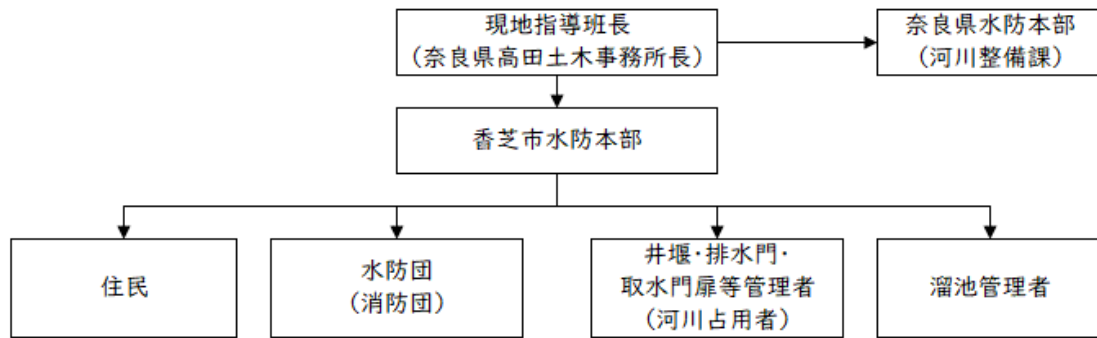
第3節 水位周知河川における水位到達情報

知事は、国土交通大臣又は自らが指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 対象河川（知事が指定する河川：葛下川）

(2) 措置 水防警報と同様とする。

第4節 水防警報の通知(知事)



第5章 水防活動

第1節 巡視(法第9条、県水防計画)

水防管理者は、適切に巡視員〔建設班(巡回班)〕を配置して、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに現地指導班長に連絡して必要な措置を求める。

第2節 警戒(法第12条、県水防計画)

水防管理者は、巡視する河川が水防団待機水位(通報水位)に達するなど、水防上危険であると認められる場合は、水防活動を開始する。

また、堤防、溜池、調整池、井堰、排水門・取水門等にも巡視員〔建設班(巡回班)〕の配置を検討し、知事の指定する河川(葛下川)においては、次の各項に該当する場合又は異常を発見した場合は、直ちに現地指導班長に報告する。

- (1) 県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- (2) 水防団待機水位(通報水位)に達したとき
- (3) 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき
- (4) 避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき
- (5) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき
- (6) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を下ったとき
- (7) 避難判断水位(特別警戒水位)を下ったとき
- (8) 氾濫注意水位(警戒水位)を下ったとき
- (9) 水防団待機水位(通報水位)を下ったとき

第3節 情報(県水防計画)

- (1) 水防管理者は、現地指導班長と相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換(洪水対応ホットライン等)に努めなければならない。

※洪水対応ホットラインとは危険水位超過時及び洪水被害等の情報を確認したときに、現地指導班長から水防管理者に対し、直接電話により情報伝達する仕組みである。

- (2) 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう現地指導班長が担当を定めること。また、送受信は電話、ファクシミリ、防災行政無線にて行うものとし、送受信の記録(送受信者名、送受信日時等)は必ず行うこと。
- (3) 水防管理者は、現地指導班長からの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要な情報を住民、奈良県広域消防組合香芝消防署、水防団(消防団)、井堰・排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。
- (4) 住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加がみられた場合、住民はすみやかに水防管理団体等水防機関に対し通報しなければならない。

第4節 施設の操作(県水防計画)

井堰及び排水門・取水門扉等管理者(河川占有者)、並びに調整池、溜池等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平時から工作物を点検し、増水

時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象警報注意報等が発表されたとき、又は河川が水防団待機水位（通報水位）又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

また、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者に通知し、水防管理者は、河川管理者及び県農村振興担当課長（溜池の場合）その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずること。

第5節 水防工法

水防管理者は、奈良県広域消防組合香芝消防署と協力して水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び崖崩れ、溢水等のそれぞれの異常事態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。

第6節 水防団（消防団）又は消防機関の出動準備・出動（法第17条）

（1）出動準備

水防管理者は、次の場合、水防団（消防団）又は消防機関に対し水防第1信号により出動を準備させるとともに、その旨を現地指導班長に報告する。

- ①水防警報第2段階を受信したとき。
- ②河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり且つ出動の必要が予測されるとき。

（2）出動

水防管理者は、次の場合、直ちに水防団（消防団）又は消防機関を予め定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配備につかせるとともに、その旨を現地指導班長に報告する。

- ①水防警報第3段階を受信したとき。
- ②河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測されるとき。

第7節 決壊の通報並びに決壊後の措置（法第25条、法第26条）

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長（消防団長）、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を現地指導班長及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

また、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第8節 避難のための立退

- ①洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条により、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、香芝警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を現地指導班長に速やかに報告するものとする。

- ③水防管理者は、あらかじめ危険が予測される区域について、避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておくこと。

第9節 災害補償

水防管理団体は、法第6条の2並びに第45条に基づく災害補償については、「香芝市消防団員等公務災害補償条例」の規定により、非常勤の水防団長（消防団長）又は水防団員（消防団員）に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償を的確に行う。

第6章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

<資料編>別図1-1~1-55「各河川の浸水想定区域図」参照

第2節 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)

香芝市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、香芝市地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。

以下、香芝市地域防災計画から抜粋する。

(1) 洪水予報等の伝達方法

ア.テレビ、ラジオ、インターネットの気象情報

イ.市の広報車などからの情報

ウ.消防、警察、自治会からの情報

(2) 指定避難所の確保

あらかじめ指定避難所に参集することが指名されている職員は、別表2を基準に開設が決定された指定避難所に速やかに参集し、開設のための準備を行う。

ア.被害状況調査

小・中学校等の指定避難所として選定された施設の被害状況調査を行い、周辺地域の被害情報を把握し、避難者の実態把握に努める。

イ.避難者の受入れ準備

避難してきた市民が冷静に避難行動を行えるように、受入れ準備を行う。

<資料編>別表2「洪水発生時の指定避難所一覧」参照

(3) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

洪水及び内水の浸水想定区域内の要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)対策として、気象情報や避難情報等の必要な情報を施設へ伝達する。

<資料編>別表3「洪水浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設一覧」参照

第3節 洪水ハザードマップ

香芝市長は、香芝市防災計画において定められた上記(1)(2)(3)に掲げる事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するた

め必要と認められる事項を含む。)を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

第4節 気象情報等の収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、次のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

<資料編>別表4「気象情報等のウェブサイト一覧」参照

第7章 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

		警鐘信号	サイレン信号
第1信号	水防機関準備	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 約15秒 約15秒
第2信号	水防機関出動	○—○—○ ○—○—○	約5秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 約6秒 約6秒
第3信号	居住者出動	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約10秒 ○—休止 ○—休止 約5秒 約5秒
第4信号	居住者避難	乱打	約1分 約1分 ○—休止 ○—休止 約5秒 約5秒
1. 信号は、適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3. 危険が去った時は、口頭伝達等により周知すること。 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

- 第1信号 水防団待機水位（通報水位）を超え、なお上昇のおそれがあり、巡視を強化し、資器材及び排水門・取水門の開閉等、準備を行うことを知らせるもの。
- 第2信号 水防団員（消防団員）及び消防機関に属するものが直ちに出動すべきことを知らせるもの。
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものの出動協力を知らせるもの。
- 第4信号 必要と認められる区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

第8章 輸送

水防に要する輸送は、建設班がこれにあたる。被害の程度、規模等により市所有車両が不足する場合は、輸送業者等の民間所有の車両を借上げて実施する。

第9章 応援

第1節 警察官の援助(法第22条)

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、香芝警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

第2節 他の水防管理者等への応援(法第23条)

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。

なお、水防管理者は、相互に水防作業、応援の派遣が円滑、迅速にできるよう近接管理団体と協定する。協定の内容は現地指導班長に一部送付する。

第3節 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者が知事(県防災統括室)に、天災地変その他の災害に際し住民の人命又は財産の保護のため自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣要請を依頼する場合は、併せて現地指導班長に通知することとする。

第10章 水防施設及び水防器具資材

第1節 水防倉庫一覧表

	河川名	団体名	設置場所	面積(m ²)
①	管内河川	県高田土木事務所	大和高田市東中	90.00
②	葛下川	香芝市	香芝市本町	45.00

第2節 水防資材備蓄数

<資料編>別表5「水防資材備蓄一覧」参照

第11章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

水防管理団体において、その管理区の水防に要する費用は法第41条により当該水防管理団体が負担するものとする。

但し、他の水防団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防団体が負担するものとする（法第23条）。

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村外の市町村が著しく利益を受ける場合、利益を受ける市町村が当該水防に要する費用の一部を負担する（法第42条）。

第2節 公用負担（法第28条）

（1）公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長（消防団長）又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時利用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

（2）公用負担の権限委任証明書

法第28条により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長（消防団長）又は消防機関の長にあつてはその事実を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては委任証を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

<資料編>別紙様式1「公用負担の権限委任証」参照

（3）公用負担の証票

法第28条第1項の規定により公用負担の権限を行使したときは、公用負担命令票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

<資料編>別紙様式2「公用負担命令票」参照

第12章 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなったときは、これを一般に周知するとともに現地指導班長にその旨報告する。

第13章 水防記録と水防報告

第1節 水防記録

水防管理者は、次の記録を作成し、保管しなければならない。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

水防活動者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動実施報告書により、水防活動実施後10日以内に高田土木事務所長を経由して水防本部長に報告するものとする。水防本部長はこれらの報告について近畿地方整備局に速やかに報告するものとする。

<資料編>別紙様式3「水防活動実施報告書」参照